

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和4年7月13日(水) 第2委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 島田虎往総務部長 定光浩二管財課長 大山祐一管財課管財係長
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 指定管理者制度の運用について
 - 2 その他

午前9時53分 開 議

○赤木忠徳委員長 総務常任委員会を開会いたします。

1 指定管理者制度の運用について

○赤木忠徳委員長 本日は、指定管理制度の運用について協議したいと思うのですが、前年度、1月27日に総務常任委員会で公契約条例について、一応、説明を受けたところでございますが、その後、予算審査等を経た段階で、指定管理の運用、俗にいう公募、募集についての問題が、かなり皆さんから御意見いただきました。そのときに、旧かんぼの指定管理の指定のあり方についても、いろいろ皆さんから御意見をいただいたところでございますが。基本的に、市がつくっております公の施設の指定管理者制度導入・運用についてという指針について、8ページには、6の指定管理の募集。原則、指定管理の募集は公募であるというところがあります。ただし、3番に、市が出資している法人とはというただし書きがあるのですね。基本的には、市が出資することについては、市が中心に物事を進めていかなくは、地域には運用がなかなか難しいというところで物事をするわけですから、市の出資のあり方も問題になるところであります。これを推し進めると民業圧迫というところにもかかってくるかと思えます。その点も含めまして、本日、この運用について説明を受けたいと思えます。総務部長、何かございますか。

○島田虎往総務部長 先ほど委員長からもありました、まず、提出しています資料の説明をさせていただいて、質問等を受けてまいればと思えますのでよろしくお願ひします。

○赤木忠徳委員長 課長。

○定光浩二管財課長 それでは、管財課より指定管理者制度の運用についてということで、本年2月10日付で提出しております、公の施設の指定管理者制度導入・運用についての内容について御説明いたします。既にお目通しいただいていることと思えますので、できるだけ簡潔に説明をさせていただければと思えます。それでは、資料1ページからごらんください。項目1、はじめにですが、本資料は、平成17年に策定し、公の施設の設置目的を効果的に達成し、安定的かつ効果的な管理運営を図るた

め、指定管理者制度の導入及び運用について統一的な考え方や手順などの基本的な事項をまとめたもので、本市指定管理制度におけるガイドラインに当たるものでございます。平成24年には、留意事項の補足や項目の追加など内容の一部改正を行っております。次に項目2、指定管理制度とはということで、御承知のとおりでございますが、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、地域の活性化、行財政運営の効率化への効果が期待されております。1ページ下段から2ページにかけては、公の施設について、財産の分類について、地方自治法改正により導入された指定管理制度と旧法との比較資料でございます。3ページをごらんください。項目3、指定管理者制度導入に係る基本方針ということで、(1)の上の枠内①から③ですが、住民サービスの向上が図られること、管理運営コストの削減が図られること、設置目的をより効果的に達成できることの3項目につながる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図ることとしており、導入するか否かの具体的な検討に当たっては、次の枠内、①から⑨までの項目により、総合的に判断するものとしております。次の(2)では、管理形態別導入方針としまして、既に指定管理者制度を適用している施設については、指定期間終了まで、また、指定期間終了後においても、特別の事情がない限りは、引き続き制度を適用していくこと。また、直営としている施設においても、導入基本方針に基づき、指定管理制度による管理が適当とも認められる施設は、制度の導入をするものとしております。次に、4ページ、項目4、指定管理制度運用に当たっての留意点です。指定管理は、指定管理者に管理権限を委任するものであるが、施設の所有者は、あくまで市であり、指定管理者は、施設の管理業務を行う機関にすぎず、包括的な管理責任は市にあることを念頭に置くことのほか、運用に当たって留意すべき主な項目を記載しております。(1)住民サービスの安定的供給の確保から指定期間、利用料金制の活用、5ページへ行きまして、指定管理者の権限等、施設の目的外使用許可、自主事業について記載しております。(6)の自主事業は、施設の設置目的に合致し、かつ、本来の指定管理業務の実施を妨げない範囲で、自己の責任と費用であらかじめ市の承認を得た上で実施できることとしており、イベントや物品の販売、飲食の提供など、利用促進やサービスの向上につながることを承認要件としております。6ページに行きまして、中段、(7)第3者への業務の委託、リスク分担、保険の加入、7ページ(10)個人情報保護までが制度運用に当たっての留意点となります。次に、項目5、指定管理料の考え方についてです。指定管理料は、これまでの実績などに基づき、施設の管理運営に必要と想定される経費総額を積算し、利用料金制の採否などを勘案の上、適切に設定する必要があり、算定に当たっては、サービスの質の低下を招くということのないよう留意する必要があります。なお、指定管理料算定に当たっては、別途定めております公の施設における指定管理料算定基準をもとに行っておるところでございます。この算定基準は、指定管理料の積算に係る考え方や積算方法などを定めたもので、社会情勢等を鑑み、3年ごとに改定の必要性を検討しているものでございます。(1)指定管理料の決定方法といたしまして、必要な経費は、施設の性格、目的に応じて、①から⑤のいずれかの方法により決定すること。(2)指定管理料の変更として、市の求めに応じて業務の内容を変更した場合や、社会経済情勢の大幅な変動があった場合などは、市と指定管理者の協議により、増額または減額できること。8ページに行きまして、(3)指定管理料の支払方法、(4)指定管理料の精算の考え方を記載しております。(4)指定管理料の精算については、①で、修繕料及び施設の状況等により、精算項目として合意したものを除いては、原則、精算をしな

いこと。②で、利用料金収入に係る差異が余りにも過大である場合の精算について記載をしております。次に、項目6、指定管理者の募集についてです。指定(1)指定管理者の募集についての考え方は、資料の18ページにも参考として添付しておりますが、庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に基づき募集を行うこととしております。募集は原則公募としておりますが、施行規則第2条第3項、下記枠内①から④でございますが、に該当する場合は、公募によらず指定管理者を選定することができることとなっております。(2)募集の手続として、周知方法、9ページに行きまして、公募期間、募集の単位、募集要項、指定申請。(3)公募によらない場合の手続等について記載しております。続いて、10ページ、項目7、指定管理者候補者の選定についてです。(1)選定基準は、資料の15ページに添付の手続条例第3条に基づくものとし、(2)選定方法は、庄原市指定管理者候補者選定審査会設置要綱により設置する指定管理者候補者選定審査会において、指定管理者候補者を選定し、審査会の審査結果をもとに市長が決定した法人または団体は、指定管理者候補者として議会の議決を経て、正式に指定管理者と決定するという流れとなっております。次に、項目8、協定の締結としまして、協定の方法、協定書に定める事項を11ページにかけて、11ページ下段から項目9、管理運営状況の確認として、実施方法を12ページにかけて記載しております。12ページ中段から13ページにかけては、項目10、組織の役割分担として、部署ごとの役割を記載しております。管財課では、制度の総合調整、施設所管課の支援、審査会の開催を、施設所管課では、指定管理導入に伴う準備事務、募集要項、仕様書の作成、議会議決に伴う事務、協定書の作成と締結、管理状況の調査、評価のほか、管理運営に必要な事務を担当することとなっております。最後に14ページ以降は、参考資料としまして、導入に向けたスケジュール、関連条例、関連規則となっております。大変駆け足の説明となりましたが、説明は以上でございます。

○赤木忠徳委員長 　　ただいま導入運用についての指針ならびに条例等につきまして、説明を受けたところでございますが、これについて、皆さんから質問があればお受けしたいと思います。福山委員。

○福山権二委員 　　1つ確認をしておきたいのですが、指定管理者制度を活用して、さまざまな市の業務を民間委託することによって、効率的に有効に財政運営上も業務内容の推進状況も高い成果を得られるということで、この制度をするのですけれども、指定管理者制度を活用した112の中で、毎年決算ごとに議会に対してはこの1年間の指定管理者制度の財政投入とその成果と反省について、毎年議会が求めれば、トータルのものを、特にこの総務常任委員会が求めれば、全体の総括的なことについては、報告されるということは、執行者としては、考えていらっしゃいますか。

○赤木忠徳委員長 　　答弁。課長。

○定光浩二管財課長 　　ただいまの質問でございますけれども、昨年9月の決算審査の分科会におきまして、全般的な収支の状況をということで、資料要求をいただきまして、資料提出をさせていただいているところでございます。制度全般の評価ということにつきましては、この指定管理制度の導入につきましても、行革大綱に基づいて取り組みが始まっております。第2期行政改革の中でも、この制度を継続していくというところで、これまでの制度の振り返りなり、今後の方針は示されて、総括はされているところでございますけれども、毎年、それぞれ管理運営する中での問題点等については、所管課を中心に課題があれば、見直しを図ったりとか、そういった点検というのは、毎年度、施設ごとに細かくやっているところでございますので、そういった中で、適正な制度運用が継続していければと思っております。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 制度が発足し、導入し、実行し、総括をしてというのはあるのですが、庄原市の行政の中で、相当大きな領域を占めていると思うので、指定管理者制度としてやっている事業は、それで、それぞれ検査をするときに、議会も3つの常任委員会に分けて決算など報告を受けるのですが、この112の施設について、トータル的に、設置目的に、こういうふうに財政的にも効果的にも、成果もこれだけあったということをまとめたものとして、資料として、報告されるということは考えていらっしゃいますかと聞いたのですが。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○島田虎往総務部長 先ほど管財課長からありましたように、112施設を指定管理に出しているという中で、施設ごとの分野ですよね、保育所であるとか、観光交流施設であるとか、自治振興センターであるとか、それぞれ施設ごとの使用目的というか運営等も異なりますので、分類ごとでいけば、それぞれの担当部署が予算等、また、決算等でも取り組み状況等も報告させていただいて、トータルの中で報告はさせていただいていると考えていますし、全てを、いろいろな、ある分類の施設のトータルということになると、行政評価委員会へも行政評価の指定管理のあり方の部分等で、市としての評価もさせていただいて、委員さんからも評価をいただいているということで、その場で、今はさせていただいていると、今は考えています。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 議会が求めれば、その個別の112全部について、分野別に、そういう指定管理者制度を導入して、業務遂行しようということについて、資料的につくるということは、当然総括されているのだから、簡単に、資料的には作成できるということですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○島田虎往総務部長 どの程度の資料を求められるかはありますが、それぞれの所管部署が指定管理をやっている業務、当然市が直営でやっている関連業務もありますので、それを踏まえる中で主要事業の成果報告等でも報告させてもらっておりますし、そういうものを踏まえる中で全体としての考え方の中に立って、その施設のあり方と指定管理に出す目的に沿った運用ができているのか、問題点はどこにあるのかというところの総合トータル的なところは行政評価でお示しをさせてもらっているということで、個別にどういう問題点があって、もしくはどういう成果があってということについては、それぞれ所管部署が取りまとめをして、決算委員会なり予算委員会等で、予算要求のときも含めて、させてもらっていますので、それを全てまとめて個別に一覧表にしてとかということ、今は、行っていませんので、あくまでその行政評価に出すときも、所管部署との主要施策の報告等を踏まえる中で、取りまとめをさせてもらって、全体評価をさせてもらっているという状況にはなっております。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。谷口委員。

○谷口隆明委員 基本方針で、管理運営コストの削減が図られるというのが大きな目的なのですが、以前にも申し上げたことがあると思うのですが、例えば、1番大きいのは保育所関係だと思うのですが、当初、直営から指定管理に導入するときに、すぐには管理運営のコストの削減の効果はないけれども、10年、20年とすれば、大幅な管理コストの削減が図られるという答弁が当初あったのですが、しかし実際は保育費そのものは、むしろ、この間ずっと子供は減っているけれども、ふえていて、だから、その辺の詳しい分析をして、今の指定管理の保育所の運営が問題だとかいうことではなくて、必要な

サービスを行うためには、私はコスト削減には実際にはなっていないと思うのです。保育サービスをするためには、例えば、保育所運営について、この長いスパンで、この10年間、15年間、どういう財政的な効果があったかということは、一旦振り返って分析をしてみてもいいということが必要ではないかと思うので、そういう当初の議論からすれば、そういう、一旦立ちどまって、実際どうだったかということを見ることはされているのかどうか、これは財政とかかわるのですけれども、お伺いしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 制度の総括ということでの御質問でございますが、指定管理制度につきましては、先ほどの経費の削減効果も1つの導入の方針でございますけれども、住民サービスの向上でありますとか、設置目的に、より効果的に達成できるでありますとか、ほかの要素もございますので、そこらの評価に当たりますと、財政的な面以外にも、サービスの向上が図られておるかどうとか、そういった総合的な点検が必要になってくるのかなと思っております。直ちに大規模な調査をするかどうかということは定まっておりませんが、大きい総括でいいますと、先ほど申し上げました、行革大綱の成果の中でも、この指定管理制度の導入について、おおむね施設も導入が完了して、サービスの向上、管理事務の効率化、維持管理費の節減など、一定の効果、成果が得られているという総括を行っているということですので、次にいつやるのかということになりますとどういったタイミングになるかわかりませんが、そういった総合的な評価というものは、また、どこかのタイミングでは必要になってくるのではないかと考えております。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 3つの住民サービスの向上、管理運営コストの削減、設置目的がより効果的に達成できるという、目標に基づいて行われてきたわけですから、総合的にということがありますが、先ほど言いましたように、指定管理を導入するときの当初の議論というか説明が、先ほど言いましたように、長いスパンで見れば、例えば保育費については、大幅なコストの削減ができるということで、指定管理制度を導入したわけですから、その結果が実際どうなったのか、例えば保育費の、例えば内訳とかそういうものは見て、本当にコスト削減が図られたのかどうか。住民サービスの向上が図られて、本当に、各指定管理の保育所さんが頑張っておられることはよくわかるので、それそのものを否定するのではありません。ただ、行政として、当初の説明から本当にどうなったかということについては、一定の期間が来たときには説明をしていただかないと、そのとき議論した者とすれば、ああ言われていたけれど、本当にそうだったのかということに対する疑問について、きちんと保育費を分析すればわかることなので、そういうことをやられるべきではないかと。今までやられたことを否定しているのではなくて、そういう議論の積み重ねがあったわけですから、今も一定のところまでまとめが必要だと言われましたが、それぞれの分野について、指定管理が本当に、どういう住民サービスの向上があって、どういう財政的な効果があってということについて、1度振り返ることも必要ではないかと。それをさらに次に活かしていくという視点も要るのではないかなと思うのですが、そういう大きなスパンでの総括をされる考えはないのかどうか、改めてお聞きしたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 指定管理者制度の継続、総括ということでございますけれども、多種多様な施設がございますので、統括するにしても、施設ごとの総括ということになってこようかと思えます。指

定管理期間が終了した際には、その指定管理期間の総括をする中で、引き続き指定管理制度を導入して、管理していくのかというところは、必ず施設ごとで点検していると。その全体の取りまとめを、一定の時期には必要ではないかという御提案でございますので、また、一定の期間を見ながら、どこかのタイミングでは、そういったこともしていくことも必要もあるのかなとは思いますが、今後、そこらも含めまして、制度の点検、見直し等に取り組んでいければと思います。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 繰り返しになるのだけれど、議会はこの場でも、個別のことも含めてトータル、総括的なことを出したらどうか。そうしないと、本当に指定管理者制度が当初の目的どおり実行しているかどうか不安定さもあると。一般質問の中で、指定管理者制度に絡む質問も相当出ているのですよね。御承知のとおり。例えば、幼児の保育に対しても指定管理者が関係する保育士が確保できないので、保育所に行きたい人がいてもそれは断っていると。そういう状況も生まれているということも聞いたことがあります。今、聞いてみると、各分野別に保育所でいうと、全部の保育所が、指定管理を受けているところが、きちんと財政的にも住民サービスの向上を図られたかとか、3項目についてきちんと総括しているのだということになれば、議会が例えば、保育所について全面的にその全部の指定管理について、この10年間のスパンとして、こうよかったと。改善点はどこかと、どう改善したかということで、指定管理者制度を導入した基本方針は貫徹されているということは、執行者から常に準備して、議会が聞けば、どこに問題があるのかいってくれ、これだけきちんとしているではないかというぐらいの態度がないと、よろしくないのではないかと。各課でやっているし、担当がやっているし、時期が来ればしてもいいかもしれないというレベルではないのではないかと思う。それが難しいのか、できないのか。行政評価委員会に出しているから、それでいいではないかというのか。議会が特に質問しないから、いい具合になっているのだという承認だと考えるのか。こういう場でそれを出してほしいというと、いや、それはいつ考えるというのでは、議論がかみ合っていないと思うのですよね。議会として、そういうことに興味があるのですから、それは、執行者は、それに対する回答をどんと出されるべきと思うのですが、そこが理解できない、その溝が。だから、今、課長がおっしゃる説明で納得しろ、それで十分だろうということが、そうですねとならないわけですよ。その点はどうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 この指定管理制度につきましては、この委員会でも継続して議論をいただいているところございまして、以前も同様な形で、問題点等について、御質問があったと思いますけれども、答えとしましては、適正な運営をしているという認識のもとで、日々取り組んでいるということで、説明をしてきているところです。その説明の仕方のところになるのかなと思うのですが、基準、制度に基づいて、適切に取り組んでいるという認識ではあるということで、これまでも答弁させてもらっているということです。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 要綱に基づいて適切にやられていることはよくわかるのですが、そういうことを言っているのではなくて、行政全体として、この指定管理制度を導入したわけですから、当初のこういう3つの目的ということに対しては大局的に長いスパンで見て、実際は本当にどうだったかと。住民サービスはこういうように向上を図られたということと、それから、管理運営コストの削減については、

例えば、多様なニーズに応えるために実際は削減できるといったけれど、よく見たら削減できなかったとか、あるいは削減できたとか、そういう大局的な視点で指定管理者制度を庄原市が導入しているわけですから、一旦そういうまとめをしないと、個々の施設がどうか適切にやられていないということを行っているのではなくて、行政効果の問題として、そういった視点もいるのではないですかという質問をしているので、そういう個々の施設で適切にやっているの、そうしたことは必要ないといわれれば、それは考え方が違うので仕方がないのですが、そういった大きい意味での、指定管理者制度の導入の効果、問題点を見るべきではないですかという質問なのです。それは、よくかみ合っていないと思うのですが。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○島田虎往総務部長 これまでの御説明と重複はしてまいりますけれど、まず、指定管理制度を導入してやっていく中で、第1期の行政改革大綱の中にもその指定管理制度を導入して取り組みをしていくということの中で、その取りまとめをする行政経営改革審議会におきましても、第1期が終わったときに、適当と判断される施設への導入、適用がおおむね終了する、そういう施設についてはサービスの向上、管理事務の効率化、維持管理経費の節減などに一定の成果、効果が得られているという答申もいただいておりますし、第2期の行政経営改革大綱に基づいた取り組みも、毎年度、委員会、審議会等で経過報告もさせていただきます中で、その中でも皆さんから、おおむね取り組みができていくという年度ごとの評価もいただいていますので、全体を通していけば、その評価の部分かなとは考えています。ただ、先ほども言いましたように、分類分けでいくと、保育所と観光交流施設の取り組みを同じ土俵で比較して、全てをまとめるというのはなかなか、難しいのではないかと考えていますので、それぞれ個別の施設ごとというか類型ごとに、それぞれの担当部署が、何回も言いますが、決算審査の分科会であるとか、もしくは主要事業の成果報告等のときにも、課題に対する取り組みであるとか、効果がどうだったというところも報告はさせていただきますので、そういう中で、全体評価というところを、皆さんはその施設の類型ごとのところも通して、全て同じ土俵でというところの評価がいるのではないかとということかもしれませんが、なかなか同じ土俵にするのが難しいという中でいきますと、そういう中で類型ごとの評価、報告をさせていただきますと考えていますし、どうしてもそこをやる必要があるのではないかとということであれば、今後の状況も踏まえながら、また先ほど説明しました制度運用のガイドライン的なところの見直しのときも、当然そういう中で、その必要があればやっていく形になりますから、見直しを。そういうときには、検討もしてみたいとは考えています。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 いろいろな自治振興とか観光交流とか保育所とか全て一緒にして、全体を通して見てくれと言っているのではないのですが、それぞれ保育所分の、それぞれの部門について、行政評価委員会は当然評価されているけれども、庄原市が独自として、こういう大方針でやってきているわけですから、それについて、一定の効果について、きちんとしたまとめがあるのではないかとということで、それはもう毎年毎年、決算とか報告しているから、もうそれとも言われていますが、私が言いたいのとはそうではなくて、そういう毎年毎年の積み重ねの到達が、今、庄原市の指定管理は、こういう到達があるというものをいって、それぞれの分野ごとにされたらどうかという思いです。それはもう繰り返し答弁されているように、毎年の決算とかでも十分やっているし、予算決算の議論で十分やって

いるからということだと思っておりますが、それをもう1個トータルとしてどうかという思いなので、これ以上もう申しませんが。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 こういうことを扱う委員会の構成員として、申し上げておきたいのですが、実はいろいろな事業をするときに、いわゆる競争入札をしたり、複数の業者がそれぞれ競って、行政と対応し、行政もきちんと完了検査をしてというのが普通のことだと思うのですが、指定管理になって、特に庄原の場合は、保育所業務についても、ほとんど競争相手がいない。したがって、庄原市が大変だろうが願いますと。やってやろうと立場が逆転しながら物事が進むのではないかという危険性があるのではないかと、いつも思うのですよね。それで、結局、指定管理者の関係で、規模が大きい、予算的にも余剰があっても返してもらわないし、いろいろな理屈をつけて、予算を出したらそのまま指定管理者側の手元に戻るということも含めて、実態として、指定管理者が行政を反対にコントロールとまで言いませんけれど、指定管理者の要望をある程度認めないといけない制度になっているのではないかとこの考えも、実は思っているわけです。証拠は、すぐは出せませんが、そういう雰囲気があると非常によくないので、そういう意味では、行政が成果と結果について客観的に出すということ、自信を持って出されたほうがいいと思うし、それに対しても議会も、決算に出しているからとそれだけをやる時間もないのですが、そういう意味では、執行者が個別につかんでおられるのなら、そういう議会でも、保育所の指定について反対意見もずっとあるわけで、賛成をした議員もきちんと点検しないといけないけれど、まずはその情報をつかんでおられる執行者が、そういうことを個別にも含めて出されるのがいいのではないかとこの意見を持っておりますので、きょうは、議論はもうこれ以上いきませんので、私としてはこの件については、ここでとどめたいと思います。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。徳永委員。

○徳永泰臣委員 指定管理者の選定方法、公募と指名がありますけれど、この基準が、私はよく理解できないのですが、どういうときに公募され、大体公募するのが普通だと思うのですが、指定による場合もあると思うのですが、その辺の考えを聞かせてください。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 指定管理者の募集に係る御質問でございます。運用について、資料の8ページの記載でございまして、先ほど冒頭説明の中でも申しましたように、この条例に基づいて、募集については原則公募、また、指名もできるというものとなっております。現在、112施設、指定管理施設がございますが、公募につきましては、12施設、非公募、指名が100施設という状況となっております。考え方としましては、ここに記載のとおりでございますけれども、施設の性格なり、地域の住民団体でありますとか、市民団体が管理するほうがいい施設でありますとか、その施設によって、公募か非公募かというところは判断しているところでございます、この考え方に基いて、施設ごとに判断しているという状況です。

○赤木忠徳委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 112施設あるということですが、そのうち、市が出資した会社が指定管理を受けているのは何施設あるのか。

○赤木忠徳委員長 答弁。

○定光浩二管財課長 23施設が市の出資団体の管理です。

○赤木忠徳委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 ラ・フォーレの場合なのですが、サンヒルズが指定管理を受けておられますが、サンヒルズは市の出資がかなり大きいと思いますが、基本方針の中で、公平性とか平等性ということを確認しないと書いていると書いてありますが、これだけ市の出資が大きいサンヒルズとか、ああいうところで、そういう公平性、平等性を確保できるのかということについて、伺っておきたいと思えます。

○赤木忠徳委員長 これについては冒頭にお話ししたように、民業圧迫のところも絡めてくるので、そのあたりも含めて答弁を願いたいと思えます。部長。

○島田虎往総務部長 ラ・フォーレ庄原に、今、指定管理で入っていますサンヒルズがどうかという御質問かもしれませんが、かんぼの郷のときからサンヒルズが取り組みを行って行く中で、運営形態を一部変更した部分がございますが、大半が同じ流れの中で運営をしていくというところで行くと、これまでの蓄積したノウハウ等もあるという中で、ラ・フォーレ庄原の運営を適切に継続していくためには、というかんぼの流れを踏まえる中で、サンヒルズを指名し、そこからの提案、運営方針なり、経営に対する資料等も受ける中で、審査をし、指定をしていったという状況になっていますので、全く新しい、ノウハウだけでいきますと、確かに民間の活用というところもあったのかもしれませんが、これまでの地元雇用から踏まえて取り組みをされる中できた会社でもありますので、そこにしたと、私は認識しております。当然、他の団体についても、指定管理、もしくは市が出資している団体との関係のところもありますけれど、引き続き、今はもう指定、当初は保育所でも公募してスタートして、3期目に入るときには、もうこれまでの子供たちとの関係であるとか、地域との関係もあるので、3期目からは指定でいくとか、それぞれ基本は、先ほど8ページに定めた部分での取り組みにはしていますけれど、例外規定も設ける中で、どうしても公募するよりは、これまで業務委託をしていた、直営のときも業務委託をしていた団体であるとかということを中心に指名をさせていただいて、指定したという流れもありますので、大きな考えは、8ページに書いてある流れの中で、取り組みを行ってきているということでございます。

○赤木忠徳委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 これまでの流れの中で、指名による指定管理をされたということでもありますけれど、これまで郵政の時代から、もう経営的に大変厳しい経営をされていたと思うのですが、その流れで今回、庄原市が施設を買われて、指定管理をそのままサンヒルズにさせているということで、私が言いたいのは、公募によれば、いろいろな競争原理とか、そういうのも働くとは思いますが、それもなく、指定による選定をされたということで、これで住民サービスとかコストの削減とか、設置目的の効果の達成が図れるのかどうか疑問に思うので、その辺もう1回伺いたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○島田虎往総務部長 8ページのところで申しますと、四角で囲っている中の③のところになってよようと思いますが、その施設の性格であるとか規模、また機能等を考える中で、またあわせて、先ほど言いますように、郵政、かんぼの郷の時代から取り組みをされている中で、いわゆる今回、市が設置目的を持って購入して設置した形の施設になっていますが、その効果であるとか、効能とかというところを、効率的に目的を達成できるという中で、また、利用者の利便性等も引き続き取り組みができるという中で、今回はサンヒルズを引き続きお願いしたいということで指名して、指定管理者にし

たということであります。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 庄原市の公の施設の指定管理者制度導入・運用ということで、資料がありますが、その中で14ページの中に、指定管理者候補者審査会がありますけれど、この指定管理者候補者審査会というのは、ほぼ、庄原市の管理者で構成されておりますよね。副市長とか部長とかがされていますよね。それで、指定管理者制度の全体的な国政、国策も含めて、指定管理者制度を導入するときに、指定管理者候補者審査会というのは、執行者の中で、何人か適正に選んで決定をする、代表者も市長だということは法的に規制されていますか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 審査会についての御質問でございます。審査会につきましては、庄原市指定管理者候補者選定審査会設置要綱に定めておまして、組織につきましては、総務部長、生活福祉部長、企画振興部長、環境建設部長、及び教育部長が委員ということで定めております。また、本年度、事業監も加わっております。それから各施設の所管する課長、または室長ということで、審査会は構成しております。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 だから、それは庄原市独自で決めたことなのか。指定管理者制度という全体の法規制の中で、それは決まっていることなのか。何が言いたいかといえば、本当は民間の人も入れたほうがいいのではないかという気がするのだけれど、そう決めたという動機と根拠と、特に法的な背景があるのかどうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 この審査会の設置については、法的な規定というものはありません。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 庄原市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の中には、指定管理者候補者審査会については記載がないですよね。だから、それは指定管理者を誰にするかということについては、行政で決める、市長だと。市長の意向がかなり出る。市長が右と言えば右、左と言えば左。1番と言えば1番となる可能性が高いと思うので、こういうときに、本当にそれでいいのか行政の判断がいいのかというのは指定管理者候補者の審査会の中で決めるということになるので、そこに民間の関係者を公平に納税者の意見を聞くということ。議会に諮って、これでいいかと聞いているのではないかとはいえ、それまでだけ。選定手続中で、そういう議論をするという気は、今のところ、市側にはないですか。全て選定は、執行者で決めると、市長が決めると。それでいけなければ、議会で反対して、ということですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 ただいまの御質問でございます。運用についての資料でいきますと、10ページに記載してあるところであろうと思います。審査会は、先ほど申しました構成によりまして、厳正な審査を行い、それを審査会終了後に、今度市長の決裁のもとで、候補者として決定をすると。最終的に指定管理者として決定するためには、議会議決が必要ということで、議会議決を経た時点で、正式に指定管理者に決定されるという手順で選定をしているというところでございます。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 庄原市指定管理者候補者選定審査会設置要綱は市長が決めるのですよね。それによってやるということなのですが、そのとき、それに民間の活力導入という背景がある制度なので、積極的に民間の人も、市民の人も、専門家も含めて、それぞれ選定委員会の設置には、保育所の場合はこうする、あるいはこういう場合はこうするとかえてもいいと思うので、そういう民間の、実際の行政の支配下にあることについて、民間の市民の声をダイレクトに選ぶときに反映するということがあってもいいのではないかと。議会にあって、それがいい悪いと、悪いといえ、膨大なまた議論が必要になるので、そういう選定の場合に、議会としても民間代表も含めて合意したというほうが合理的だと思うのだが、そこはどうお考えになりますか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 審査会へ外部委員を入れてはという御意見だろうと思います。この組織については、設置要綱ということで、市で定めているものでございまして、現時点では、先ほど申しました構成ということで、公の施設の全般なり、そういった運営の総合的な判断でありますとか、そういった中での構成を決定しているということになります。外部委員を入れるというのも1つの方法ではあるかとは思いますが、現時点では、公の施設の総合的な判断なり見識なり、また、外部の方であれば、利害関係等も考慮する必要もございまして、そういった一長一短もあろうかと思っております、その委員の構成につきましては、慎重に考えていく必要があるのかなと思っております。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 松江の審査会の規定を見ると、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関とし、松江の場合はそういう附属機関ということで、地方自治法に基づいて設置をして、委員は学識経験者及び市長が必要と認める者、公認会計士、経済団体、市民団体、福祉団体、スポーツ団体、観光団体などに所属するもので構成していただいておりますので、市の考え方によって、そういう地方自治法に定める附属機関ときちんと位置づけて、今、福山委員が言われるように民間の専門家を入れて選定をするということも考えられるのではないかと思います、お伺いしたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○島田虎往総務部長 今回の庄原市の審査会については、構成員につきましては先ほど申しましたとおり、部長級が中心になって、あらゆる角度から議論する中で、候補者を選定させていただいている。ですから、公募の場合で、複数あれば、当然そのらの点数をつけて、その中で候補者を選んでまいりますし、公募しても1団体、もしくは指名等で行く場合についても、その施設に対するいろいろな提案を受ける中で、審査をしているという状況にはなっています。ただ、この設置要綱の中にもありますように、審査会が必要と、特に会長が認めるときには、委員以外の職員でありますとか、外部の学識経験者等の出席を求めて、説明なり、または意見を聞くこともできるという規定もございまして、これまで外部委員を、外部の方の意見を求めたかどうかは、私も確認できていませんので、答えられませんが、必要があればできるという規定もございまして、委員さんのお話は、先ほど谷口委員からあったように、他の団体からの意見等は聞くことができると思っています。ただ、それぞれ、その取り組みをされる候補者のところのいろいろな経営状況等の開示もしていただく中で審査を行いますし、いろいろな新しい取り組みをしたいという提案も受けながらいきますので、なかなかそういうところまで入ってくると利害関係者であるとか、もしくは、他のところへ、そういうノウハウが漏れることもありますから、なかなかそこまで審査委員へ入っていただいているのはどうかという中で、

現在は部長級でやっているという状況であります。今後についても、その内容によって、審査が必要、もしくは意見を聞く必要があるということになれば、外部委員さん、学識経験者等に来ていただいて、話を聞くということも検討する必要はあろうと思います。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 ですから、松江の場合も完全非公開で、民間を入れた場合も、守秘義務というかそれはもちろん守って、関係者の意見を聞くということにされていますので、行政の部長級だけではなくて、そうした方向も、今後検討していく必要があるのではないかという意見です。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。藤原委員。

○藤原洋二委員 私は、先ほどから指定管理者制度については、もう 17 年度から制度が設置されてきて、運営されておりますけれども、相当年数がたっておりますし、社会情勢も人口減少、近年はコロナの状況、もちろん少子高齢化の状況が、最近は特に如実にあらわれている状況だと思います。指定管理者施設に、公の施設につきましても、管理が難しい状況が出てきている状況です。特にそういった理由で観光交流、また、保育所施設、多々問題があるかと思っておりますので、制度の総括も意見が出ておりましたけれども、私は先ほど担当課から説明がありました、導入・運用についてのガイドラインに当たるということでありましたけれども、改定であるとか、変更であるとかのタイミングをもう少し担当課の意見をよく聞いて、なかなか、先ほど言ったように部長級の審査会等で、なかなか言いづらい。先ほどありました民間の方なら、単刀直入に話をすることもありますので、なかなか言いづらいのではないかなという懸念をしております。例えて言うならば、観光交流施設についても、新たな指定管理がうまくいっているかどうか不安視する点もありますし、保育所につきましても、担当課から聞きますと、4 ページの指定期間、保育所ですと原則 5 年ということでありまして、担当課につきましても、新たな保育所等の管理については、5 年は厳しいデータがあるということで、できればよく検討されて、ただし書き、新規の場合は 3 年とするとかという細かなタイミングで、話をされて、導入、運用について、よく話をさせていただきたいと思うのですが、法等の変更のときだけでなく、施行令だけの改正のタイミングだけではなくて、せめて、年に 1 回は、そういった詳細な事務の運用にあたって、詳細な担当課の意見を聞くための会議なりを持っていきたいと思うのですが、意見があればお願いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 指定管理制度全体の見直しなり意見、集約ということであろうかと思っております。冒頭の説明の中でありました人件費の積算基準につきましても、社会情勢の変化に応じて基準を設ける中で、見直しも随時図っております。また、指定期間につきましても、公募施設につきましても、新規の場合は 3 年ということで、最初の 1 期目は 3 年、2 期目以降は 5 年という形で、その状況に応じて、指定期間も切りかえをできるような形で運用しております。各所管課からの意見というところにつきましても、毎年、予算要求に向けて、この指定管理施設、次年度の予算要求の積算について集約して、財政課のヒアリングを受けて予算を要求していくということになりますけれども、そういった中で、積算の見直しであるとか、そういった問題点があれば、随時協議もできる体制もとっております。また、指定管理者との情報交換につきましても、年度初めに事業計画書が出て、9 月上半期が終わった時点で、中間の自己評価をしていただいて、それに対する行政も評価をして、年度末にまた報告をいただいて、またそれを評価したり、それから指定期間が 5 年間であれば、2 年目と 4 年目にモ

ニタリングということでアンケート等もとっていただく中で、運営についての評価を外部評価も受ける仕組みも整っておりますので、そういったいろいろな点検評価なり、担当課との意思疎通をしていく中で、より適切な運営ができるように、いろいろと今後も取り組んでいければと思っております。

○赤木忠徳委員長 藤原委員。

○藤原洋二委員 現況に合った流れの中で、そこらも含めてタイミングを図っていただきたいと思います。バブル期であったり、旧市町のときに設置した公の施設が継続できるかどうか、こういった社会情勢の中で継続できるかどうか、指定管理者に手が挙がるかどうか。もし、挙がらなかった場合は、市が責任を持って直営でやるのかやらないのか。施設を廃止するのか。そこまで踏み込んだ議論をしておかなくてはいけないと考えますので、そのあたりもきちんと議論していただきたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○島田虎往総務部長 確かに藤原委員御指摘のとおり、今の社会情勢といえますか、コロナ禍以降の経済情勢等を踏まえると、指定管理に入っている団体等の経営状況も当然、先ほど言いますように、実績なり、また、新しく期間を切りかえするときには、数年間の経営状況も踏まえて決算書等の確認をさせていただいているという状況にはございますので、そういうところも踏まえる中で、予算も毎年度、決算書も踏まえた中での審査、翌年度の予算計上するときもしていますし、取り組みは必要だと考えています。ここへ定めています導入・運用についてというガイドライン的な部分についても、当然、大枠を示した形になっていますから、これについても国の法律なり、また、総務省等からの通達等で、変更、見直しも必要だと考えますし、最終的に細かい部分については募集をさせていただき、もしくは指名をさせていただきときの募集要項、また、仕様書、こちらで詳しくお示しをさせてもらっていますので、それらについては、いろいろなこれまでの団体の取り組み状況なり、また、類似施設の取り組み状況等を踏まえる中で、お示しをさせてもらっています。細かい部分は、そういうところで整理はさせてもらっているということで御承知をいただければと思います。これまでも指定管理に出していた施設が、指定管理者がもう続けられないと。もしくはもう年度中途等で代表者の方がお亡くなりになって、継続をできないことも、これまでも前例はあります。そういうときには、まずは施設を一時閉めて、市として、直営で引き続き開設をするべき施設なのか、これまでの状況を踏まえて、もう休止にするべきなのか、もしくは場合によっては、新たに指定管理者を募集してでも、指定管理として出すべきなのかというところを、これまでも判断は行ってきておりますので、引き続き、そういう施設等が出てくれば、当然、市民の皆さんに影響があるような、例をいいますと保育所であったりということになれば、早急にすぐ対応が必要になろうと思いますが、検討する中で対応しなければいけないところについては、これまでもやってきておりますから、今後も引き続きやっていきたいと考えております。

○赤木忠徳委員長 答弁。

○定光浩二管財課長 先ほどの答弁の中で修正をお願いしたいところがございます。市が出資した団体の指定管理施設の数なのですが、23 と申し上げましたが、26 に訂正をお願いできればと思います。申し訳ありません。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 津山市のガイドラインを見ますと、委員については、2名以上は外部委員をやるということで、建設士であるとか公認会計士であるとか、学識経験者、市民代表のうちから2名以上は入

れるということ。それから、もし、外部委員さんが、利害関係がある場合は排斥してやるということとか、もちろん会議の非公開とかいうことで、決めておられます。ですから、庄原市のように、行政の部長級が審査委員をするというのは、例外ではないかと思しますので、そういう他の事例も見ながら、透明性、公平性、客観性を確保するためには、そうした専門家の意見が必要というのが大体の他の自治体のようなので、そのあたりもぜひ検討していただきたい。

○赤木忠徳委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 すごく基本的なところになるのかなと思うのですが、指定管理者制度とはのところ、指定管理者制度というのは、指定管理者が公の施設の管理をするものだということが書いてあるのと、それから、指定管理者制度の運用に当たっての留意点にも、指定管理者は施設の管理業務を行う機関にすぎないという文言がありますので、僕たち、一般市民の方とか、指定管理者当事者であったりとか、議会であったりとかということもあるのですが、認識が共通になるようにしっかり話をしていかないと、利益を求めるものではない、その利益を求めるものというところは書いていないので、どういったものなのかという認識を共通させていくことにしっかり尽力していただければと思います。これは意見です。

○赤木忠徳委員長 基本的には、指定管理者制度の導入に当たっての考え方なので、そこらあたりは、重々、注意をしていただくということでよろしいですか。

○坪田朋人副委員長 はい。

○赤木忠徳委員長 市民から信頼される市をつくるために、市民にどのようにいろいろな形で報告をするのかということが1番大切なのだろうと思います。最近の入札関係についても、総合評価になった時点は、総合点が何点である。次の業者は何点である。第1入札の方は、地元評価が何点であった。細かいところまで以前は出していたのです。最近は全くそれが出てきません。そういう形で、総合評価をやった意味が皆さんに伝わらなくなった。それと同じように、現在皆さんが指定管理についてお話しされているのは、評価なのです。評価に基づいて、どのように対応していくのか。これが、手続に関する条例等には、全く出てこないのです。例えば、業務報告の聴取をすることができるとか、指定の取り消しはできますよということは書いてありますが、評価について、それをどのようにどこで判断して、どのようにする。例えば、指定管理の決定に対しても、基本的には、どういう点を選んで評価したのだということまで、全くないのです。そういう形で、基本的に市民に対して報告がおろそかになると、市民から非難が出てくるのは間違いないのです。ですから、この条例が余りにも簡単過ぎて、その評価に対する運用とかそういうもの、継続に対しての点数のあり方、複数業者があった場合の、評価のあり方というのを全く示される状況にないから、今、総務常任委員会の皆さんからいけば、いろいろな問題、よその条例を見ても、庄原は遅れているよねという意見が出てくるのです。そういう中で、総務常任委員会としては、この指定管理の制度について、今、勉強しているだけでなく、新たな条例を追加する。新たにつくるという決意まで物事をやって動いているので、基本的には、我々がつくるのではなくて、市から自主的に、こういう指摘を受けたから、我々もやはり新たな指定管理者制度条例をつくっていかなくてはいけないという思いになっていただきたいから、こういう委員会で皆さんの御意見をいただいているので、我々が突出して、条例をつくっていかうということでもないのです。ですから、そこらあたりは御理解していただいて、もっと積極的に行政が動くべきだという、私は思っているのですが、そこらあたりはどのようにお考えですか。

○坪田朋人副委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 指定管理者制度の周知というか、そういったところにつきましては、市のホームページにも指定管理制度についての概要でありますとか、導入施設でありますとか、また、モニタリングを2年目と4年目に実施しておりますけれども、個別の評価シート、評価書も全て情報公開をしております。また、指定管理者の選定に当たっての審査結果につきましても、選定結果と合わせまして、審査した点数でありますとか選定した理由、こういうサービスの向上が図られるとか、そういった選定理由も含めて、情報公開は全くしてないわけではございませんので、その点は御理解をいただければと思います。

○赤木忠徳委員長 私が言っているのは、皆さんがこういう意見を言っているのは、条例に対しての不備がかなり出てきているから、それについて評価のあり方についても含めて、継続に対しての考え方も含めて、動こうとしているのだから、自主的に執行者側で条例改定をする思いがあるかどうかということを言っているのです。

○坪田朋人副委員長 答弁。部長。

○島田虎往総務部長 現在の条例につきましては、当初、指定管理者制度を庄原市としても導入する際に、総務省等が示した条例案等に基づく中で、作成をさせていただいています。それ以降、必要に応じて、部分改定、組織がかわったりとかという部分もありますから、必要なところはさせてもらっているとは考えています。ただ、今後、先ほど言われますように公表の仕方であるとか、必要なところについては、国が示した条例案等も再度確認しながら検討はしてみたいとは考えております。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 一応、指定管理の制度の運用についての審査を終了いたします。執行者は退席をお願いします。

〔執行者 退席〕

○赤木忠徳委員長 休憩します。

午前11時17分 休 憩

午前11時22分 再 開

○赤木忠徳委員長 再開いたします。きょうは指定管理者制度の運用について、お話をいただきました。いろいろな点で、まだまだ、よその制度に比べて劣るところがあります。これは改革していく必要があるところも、きょう皆さんから指摘されたところでもあります。公契約条例の全体の流れの中の一部の指定管理制度でありますので、総合的な立場にのっとって、今後、指定管理者制度、もしくは、皆さんの御意見をいただきました市の出資制度、これも含めて総合的に考えていく必要があろうと思っています。まず、指定管理者制度については、以前も島根県松江市と、それから岡山県津山市、この2つの市へ一応、意見をお聞きしに行こうと思っています。その中で、きょうもお話したように、執行者側も一緒に行ってもらえば、より効果が強いかなと思っていますので、その点を含めて、今のところ、申込みはしているのですが、10月ぐらいを予定しようと思っていますが、どうでしょう。

忙しいですか。事務局。

○山崎啓介議会事務局主任 松江市と津山市に打診をしまして、6月下旬だったと思いますが、その時点では、両市とも受け入れは可能だということで、回答いただきました。あとは、細かな日程調整の点があると思いますが、ただ、今後のコロナの状況を鑑みて、方針が変わるという可能性はあるかもしれないです。

○赤木忠徳委員長 一応、今の段階での話ですから、ある程度、10月を目標に、物事をやっていこうということで、10月は特に土日はかなりの行事がございますが、視察につきましては、平日でございますので、その間を皆さんの御意見を聞きながら、日にち設定をしていきたいと思っています。今後の方針について、もう少し皆さんから御意見があればお伺いしておきたいと思います。福山委員。

○福山権二委員 この委員会として、どこをポイントにするかというのは決めておいたほうがですね。皆さんもいろいろな思いがあるので、今、谷口委員から出されたように、この間の指定管理制度の一定の総括は求めるべきだというのが1つあったり、それから、毎年、執行者が決算を議会に出す前にはきちんと予算的にも出すし、今の執行者の話で、担当課は専門的にして、評価しているデータはあると言っているのだから、それはそういったものを分野別に議会に出すと。できれば、毎年度出すのが1番いいのだけれど、そういうものを出すようなことをさせようと。候補者選定の指定管理者の選ぶときに、公募でも非公募でも、審査会というのは、民間の人も入れて公平にすべきだというのが、今3つの視点があるので、そこを公契約条例と考えてやろうというのが1点大きな枠としてはあって、もう1つは余った分を指定管理で、余った分を返さないとか、そのままいいという場合の基準なども曖昧なので、そのあたり、財政的にもきちんとチェックしていこうということが、私は、いるのではないかと思う。今のところ、考えるのはそれだけで、大きな視点としては、指定管理制度を導入することによって財政もルーズになる、それから市の業務の、市の管理権が奪われる。業者のいいなりになりそうだということも、かいま見えるので、そこらを視点に置きながら、チェックするとしないと、市の公的な事業の1つとして、指定管理者制度を選んでいくわけ、制度として。それはあくまで、庄原市の公的な事業だから、そこを中心に置きながら、考えることをもう1回求めると。そういう議論をしてみたい。

○赤木忠徳委員長 福山委員、今の発言の中で、評価に対したり、細かいことについての改革については、うちの分野でなく、教育民生に入り込む。保育園業務に対しては、そういうところにあるので、うちが考えられるのは、制度の条例とか、方針とか、そういうところまでにとどまるので、なかなか難しいところがあるのですけれど、その点はどのように進めたらいいでしょうか。

○福山権二委員 大体いつもそこです。それが大きな障害になって、そこは議会の自主的な制度の中でできないということになって、連合審査しろということになるわけ。そうすると議会全体として、そこをどうするかということになるので、このままいっていったら、それぞれの委員会の点検に対する意欲で、ばらばらになると思う。何かそこは委員長会議で、一遍議論してもらって、連合審査がいいのか、そこは踏み込んで審査をすると議会が決めればいいのか、となると思う。

○赤木忠徳委員長 藤原委員。

○藤原洋二委員 市も指定管理については、おおむねオーケーという回答を行政改革審議会等でいただいているということを葵の御紋のように言っていますけれども、これは、その審議会へ文章で審議しているか、財政も含めたデータでしているか。谷口委員さんも言われたように、そのあたりをきち

んと行政のサービスも含めて、データを出して審議しているのか、ということをチェックするのは、行政改革審議会等は総務でいけるのではないかと思うので、そういう視点からいけば。

- 赤木忠徳委員長 資料をもとにしているかということです。福山委員。
- 福山権二委員 行政審査というのは、総務担当ですよ。
- 赤木忠徳委員長 なるほど。ありがとうございました。
- 福山権二委員 保育所についても、個別の保育所のどれだけ予算が少なかったのかというのはデータとして一遍出しているところがある。公的な場合でした場合と、今とどう違うのかということは何か出して、民間委託したほうが指定管理のほうがいくら安くついたみたいなのを1回出したことがある。それがなかったら評価にならないではないかと言ったら、一遍出したことがある。
- 赤木忠徳委員長 出したということはその資料に残っているね。
- 福山権二委員 残っているし、今もつくっていると思う。財政的なことは、すぐ出ると思う。実績だから、数字があるのだから。ただ、今みたいに会計年度職員などを使ってすると、もっと安くできるのではないかと思う。
- 赤木忠徳委員長 藤原委員。
- 藤原洋二委員 それが、全員が民間の人というわけにはいかないの、長期的に市の採用をして所長なりしないといけないので、長期的な採用とか、どう反映するかとか、なかなか難しいとは思いますが、どう考えられますか。
- 赤木忠徳委員長 福山委員。
- 福山権二委員 それはそうですけれど、長期的にチェックすることと、この1年間どうだったかというのは、そんなに乖離するわけではないので、長期的なこともいうと、割合総合的なことになるので、もう少し具体的なところに突っ込まないと、この議論は解明できないと思うので、できればサンプルでもいいから、例えば庄原を出せとか、保育所でいえば、あるいは、川北の指定管理の総合サービスがやる場合と、民間がしている場合ということに、合わせてするというのも必要ではないかと思う。
- 赤木忠徳委員長 内容ではなくて、財政の立場から、どういう数字が出てきたかっていうのをいかに出すことになれば、出せないことはないと思う。福山委員。
- 福山権二委員 保育的効果がどれだけあったかということは、なかなか評価しにくい。数値で出せるものが一番いいですよ。
- 赤木忠徳委員長 わかりました。そのあたりをどういう観点で、今後切り出していくかというのは、委員長、副委員長にお任せいただきたいと思います。そのほか何かありますか。谷口委員。
- 谷口隆明委員 公の施設の指定管理者制度導入・運用については、一応2回ほどかえたことになっているのですが、毎年いろいろなことで見直しをしていると言うでしょう。保育所の関係でも、いろいろな指定管理で。だから、そういうことをきちんと、こういうガイドラインに反映させて、だからよそはしょっちゅうかえたようになっているのですが、庄原の場合はそれがいいから、見直したことがあるのなら、きちんとこのガイドラインを見直して、元年度にはこれを見直したとかいうことが全部わかるようにしておかないと、担当者やその意向で動いているのだけれど、それが議会にきちんとわからないので、それは何らかの形でわかるような方法を、ガイドラインの見直しでもいいですけど、そういう形でやってほしいと思うのですけれどね。
- 赤木忠徳委員長 以前、指定管理の、特に保育所管理の関係で、5,000万円とか1億円ぐらい余剰金

が出ている年があったのです。その内容を調べるといことで、議会からかなり皆さんが言いまして、結局何かといえば、正規の職員を雇えば、100%できるのだけれど、パートを頼んだり、たまたまいなかったからという形で、それをして、結局その差額が出てきて、経営者からいえば、パートを雇ったほうが、利益が出る。という形で、動いていたものを管理規定からいいますと、正規の職員を頼んだときにはいいけれども、パートの場合は、精算項目に上げるということで、毎年初めは5,000万円であったものが100万円ぐらいまでとか200万円ぐらいに圧縮されたことがあるのです。だから、議会が言わなければ、それはできていなかったと思う。だから、我々も経営者ですから、すぐわかるのですが、どうすれば余剰金が出てくるかということは、経営者は常に考えていますから、それは何かといえば、あつてはならないことは何かといえば、子供たちを教育するとか、管理するとかそういう形のものをするときには、常に人数、数字を確保しないと物事ができないのに、それを少なくするということは、利益優先になってしまって、中身の運用がうまくできていないということになるので、そこらあたりのことも含めて、指摘しないといけないところは指摘しないといけないけれども、逆にいえば、質を向上しようと思えば、お金をふやしてもいいではないかという考え方もあってもいいのでしょう、福山さん。そういうことも含めて、総合的に我々は削ることばかり考えずに、民間と今の指定管理の保育所のどちらが評価が高いかということなどが、本当は我々は知りたい、本当は。でも、それが総務で物事を追求していこうと思ったら、そこはできないという壁があるので、数字で評価するしか、今のところないと思う。福山委員。

○福山権二委員　　ずっと、教育民生でかかわってきていた中では、極端にいうと、職場に就業規則も実は計上されていなかったり、勤務は朝8時半から5時までとか、いろいろあるのだけれど、パートの場合は、朝7時半から9時までみたいに分割でやられたり、要するに、労働組的なチェックがないので、ある意味ではやりたい放題ということになって、そのときのいろいろ実態を調査すると、何人からは聞いたのだけれど、それはなかなか正式に文書でもらえないからだけれど、かなり大変な状況があるとは思った。そういうことがあるので、徹底的に調査しようと思う、動機はそこから出発してあったのだけれど、現場の事実が確実に集約できないところがあるので、それは難しいところがありますよね。

○赤木忠徳委員長　　いずれにしても、総務の壁はあるので、その壁を乗り越えるためにはどういう切り口で資料要求をしていくかというのは、もう少し研究がいますので、皆さんの御意見をいただきながら、資料要求をしていきたいと思しますので、その資料要求につきましては、正副委員長で出したものを議長に提出して、議長から出してもらうように、次の委員会までには、審査するまでには出していただこうと思しますので、少しお時間をください。福山委員。

○福山権二委員　　執行者などを呼んで話すときに、事前にいくらここで意思統一しておかないと、短い時間だから。

2 その他

○赤木忠徳委員長　　そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　ないようですので、以上で総務常任委員会を散会いたします。

午前11時40分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長